



あなたの家は大丈夫？



木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します

対象

昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅（一定の条件を満たす建築物で県に登録した専門家が診断するもの）

補助金額

かかった費用の2/3
(上限3万円)

募集戸数

5戸

木造住宅の耐震改修工事費の一部を補助します

対象

昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅（一定の条件を満たす建築物で耐震診断の結果、評点が1.0未満であるもの）

補助金額

かかった費用の1/2
(上限60万円)

募集戸数

2戸

アスベストの調査分析費用を補助します

対象

民間の建築物で吹付け建材にアスベストが使用されているおそれのある建築物の調査分析費

補助金額

かかった費用
(上限25万円)

募集棟数

1棟

耐震診断・改修の必要性は？

昭和56年以前に建てられた木造住宅は、一部に耐震性が不足している可能性があります。しかし、昭和56年以前に建てられたすべての住宅の耐震性が不足しているという訳ではありませんので、耐震診断を受けて耐震性を確かめる必要があります。

耐震診断の結果、耐震性能が不足している場合には耐震改修（補強工事）が必要です。

アスベストとは？



天然の鉱物で石綿と呼ばれ、熱や摩擦に強いため、これまで建築資材としてさまざまな形で使われてきました。現在では、原則として製造も使用も禁止されていますが、平成元年以前に建てられた建築物に吹付け材が使用されている場合には、その吹付け材にアスベストが含有しているおそれがあります。

アスベストの繊維は空気中に浮遊しやすく、人が吸収しやすいという特徴があります。アスベストを吸収すると、肺がんや悪性中皮腫等の原因となるおそれがあります。

※全て事前に申請が必要です。詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ 建築住宅課 都市建築班 ☎0978-72-1111 内線193・196